

ネオジム焼結磁石特許ライセンスに関する 中国独禁法訴訟において全面勝訴

株式会社プロテリアル（以下「プロテリアル」といいます。）は、2021年4月に寧波市中級人民法院が日立金属株式会社（プロテリアルの2023年1月3日以前の商号、以下「日立金属」といいます。）のネオジム焼結磁石の特許ライセンス市場における市場支配的地位の濫用（取引拒絶）を認定した一審判決（以下「一審判決」といいます。）を不服として、中国最高人民法院に上訴しておりましたが、このほど、中国最高人民法院は、一審判決を取り消すとともに、原告4社（*）の訴訟請求を棄却する判決（以下「二審判決」といいます。）を下し、題記訴訟におけるプロテリアルの全面勝訴が確定しました。

* 寧波科田磁業有限公司、寧波永久磁業有限公司、寧波同創強磁材料有限公司及び寧波華輝磁業有限公司

一審判決では、争点となった「関連市場」を「日立金属（現 プロテリアル）の保有する焼結NdFeB必須特許のライセンス市場」と画定し、プロテリアルが原告4社にライセンスを許諾しなかったことを市場支配的地位の濫用と認定しましたが、二審判決では一審が画定した当該市場は存在しないとして、プロテリアルの市場支配的地位を否定しました。

一審判決の内容は、有力特許を保有し中国で権利を行使する全ての企業の知的財産戦略に大きな影響を及ぼす可能性がありましたが、二審判決の内容は、国際的な独占禁止法理論及び知的財産実務に沿った合理的なものであり、プロテリアルとして二審判決の内容を歓迎しております。

プロテリアルは、現在、世界で600件以上、その内日本で200件以上の特許を保有しており、これらは進化し続ける高性能ネオジム焼結磁石の安全でより効率的な商業生産にとって重要なものです。プロテリアルの設備投資と研究開発の成果である広範にわたる特許ポートフォリオは、成分特許と製法特許の両方を含み、ネオジム焼結磁石業界におけるプロテリアルのコアコンピタンスを構成しています。

プロテリアルは、今後も自社のネオジム焼結磁石特許ポートフォリオを積極的に防御及び保護するとともに、お客様、ライセンシーの皆様および自社のために、自社のネオジム焼結磁石特許ポートフォリオに係る見解と立場を引き続き対外的に発信していく所存です。

以上